

岩手県告示第 588 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 8 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
盛岡医療生活協同組合	盛岡市津志田 26 地割 30 番地 1	仁王診療所	仁王居宅介護支援事業所	盛岡市名須川町 20 番 34 号	平成 19 年 7 月 1 日